



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 北アルプスの風
- 3 代表者の氏名
神 谷 典 成
- 4 主たる事務所の所在地
大町市神栄町2790番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを必要とする者に対して、住み慣れた地域環境で、人権を尊重され、自己選択の基でサービスを受けられるよう支援する事業を行う。また、要介護者等を支援する者に対し、介護の負担を少しでも軽減できるよう多角的な視座の基、助言及び援助を行い、それに係わろうとする者への教育や相談も兼ねて行う。それにより、共にやすらぎと生きがいを感じられる地域福祉の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県にプロサッカークラブをつくる会

3 代表者の氏名

竹 内 弘 人

4 主たる事務所の所在地

松本市深志3丁目5番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県民が主体的に参加できる交流の場として、スポーツクラブの設立のための活動と支援を行い、当該スポーツクラブを通じて、長野県のスポーツ環境の向上とスポーツ文化の振興に寄与し、子供たちに夢を与えることを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド穂高店
南安曇郡穂高町穂高1776ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町4-40-11
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町4-40-11
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年10月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,740平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 107台
 - (2) 駐輪場の収容台数 24台
 - (3) 荷さばき施設の面積 168平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 125立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成14年2月22日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間
平成14年3月14日から平成14年7月15日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリツプラザ松本

松本市大字芳川村井町字中村1225-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)サンリツ

諏訪市大和3-3-26

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)ビッグスポット	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後11時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前2時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時から午後11時15分まで 〔一部については24時間利用 一部については午前6時から午前1時30分まで〕	午前6時から午後11時15分まで 〔一部については24時間利用 一部については午前6時から午前2時30分まで〕

- 4 変更する年月日
平成14年3月1日
- 5 届出年月日
平成14年2月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年3月14日から平成14年7月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

木曾郡大桑村における県営大桑地区下条換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年2月25日行った。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

○公 告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 組合の名称
飯田市橋南第二地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
飯田市通り町一丁目18番地1
- 3 事業施行期間
平成14年3月6日から平成17年3月31日まで
- 4 施行地区
飯田市本町一丁目1番、1番2の一部、2番、3番、4番、5番、6番、7番1、7番2、8番、9番及び27番の一部、通り町一丁目1番4の一部、13番1、13番2、13番3、14番、15番、16番、17番、18番1、18番2及び20番の一部並びに銀座三丁目1番1、1番2、1番3、1番4、1番5の一部、2番、3番、4番、5番1、5番2、6番、6番2及び8番
- 5 設立認可の年月日
平成14年3月6日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
飯田市橋南第二地区市街地再開発組合の事務所に掲示して行う。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成14年4月12日まで

建築管理課

○公 告

北佐久郡北御牧村によるとや原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年3月14日

長野県佐久地方事務所長 井出祐司

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 条例の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年3月15日から4月12日まで
- 3 縦覧の場所
北佐久郡北御牧村役場

土地改良課

○公 告

南佐久郡南牧村による樽の原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年3月14日

長野県佐久地方事務所長 井出祐司

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 条例の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年3月15日から4月12日まで
- 3 縦覧の場所
南佐久郡南牧村役場

土地改良課